

2. 介護に係る「特定技能」について

現在の仕組みでは、「介護」に係る「特定技能1号」は、通算で5年の在留期間が認められ、また、この間に介護福祉士試験に合格すると、在留資格「介護」に移行し、在留期間更新の回数制限がない等の取扱いが行われる。

他方で、現在は「建設」と「造船」に限られている「特定技能2号」の対象業種を「介護」を除くすべての業種に拡大する動きがある。

「特定技能2号」の対象が「介護」を除くすべての業種に拡大することとなった場合、全業種において一定の試験に合格することで、在留期間更新の回数制限がない等の取扱いとなる道が開け、介護付きホームにおける優秀な外国人介護人材の確保が困難となることを大変危惧している。

また、介護福祉士資格取得において、外国人介護人材に対して受験時の一定の配慮はあるものの、依然、外国人介護人材にとっては難易度が非常に高く、受験機会も特定技能1号の期間内に実質的に2回と限られており、また受験にあたっては受講費用を要する「実務者研修」の修了が必須であるなどの条件があり、これらのことことが特定技能「介護」の敬遠につながることも危惧している。

このため、介護分野においても、以下のような何らかの柔軟な措置を講ずることにより、優秀な外国人介護人材の確保を図ることができるように、対応をお願いする。

- ・「特定技能2号」の創設（実務者研修の修了等を前提）
 - ・「特定技能1号」の期間を延長し、介護福祉士試験合格後に、在留資格「介護」へ移行（介護福祉士試験の継続的な受験等を前提）
 - ・介護福祉士の試験回数の増を含めた柔軟な試験の実施
- など

以上

終の棲家「介護付きホーム」を考える議員懇話会

顧問	鴨下 一郎	衆議院議員
会長	平 将明	衆議院議員
副会長	田村 憲久	衆議院議員
副会長	平沢 勝栄	衆議院議員
副会長	丸川 珠代	参議院議員
事務局次長	宮崎 政久	衆議院議員
幹事	西村 康稔	衆議院議員
幹事	赤澤 亮正	衆議院議員
幹事	越智 隆雄	衆議院議員
幹事	木原 誠二	衆議院議員
幹事	関 芳弘	衆議院議員
幹事	小倉 將信	衆議院議員
幹事	小田原 潔	衆議院議員
幹事	門山 宏哲	衆議院議員
幹事	佐々木 紀	衆議院議員
幹事	辻 清人	衆議院議員
幹事	村井 英樹	衆議院議員
幹事	八木 哲也	衆議院議員
幹事	山下 貴司	衆議院議員
幹事	山田 美樹	衆議院議員
幹事	武見 敬三	参議院議員
幹事	朝日健太郎	参議院議員
幹事	生稻 晃子	参議院議員